

9 **工事**提出書類記載要領

書類 工1 建設業許可証明書又は通知書 **必須**

【注意事項】

- 登録を希望する種目の「建設業許可証明書」又は「建設業許可通知書」を提出してください。
 - ※ 「建設業許可証明書」については、国土交通省の各地方整備局・都道府県によって「許可確認願」等、異なる名称で交付する場合があります。
- 申請種目に該当する業の許可が申請日時点で有効なものを提出してください。
- 更新申請中の場合は、現在手元にある通知書と、更新申請中であることが分かる書類を提出し、更新完了後速やかに建設業許可通知書を提出してください。

書類 工2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 **必須**

【注意事項】

- 申請日において、審査基準日から1年7か月以内のものとしてください。
- 次の①～③の要件を全て満たしていることが必要です。
 - ① 登録を申請する工事種目の総合評定値（P点）があること。
 - ② 登録を申請する工事種目の完成工事高（2年平均又は3年平均）が「0」でないこと。
 - ③ その他の審査項目（社会性等）の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の「数値等」欄が「無」でないこと。
- ※ それらの「数値等」が「無」の場合は、次の書類を提出してください。（令和5年4月以降に建設業許可を受けている場合を除く。）
 - ア 雇用保険の加入の確認書類：（ア）＋（イ）、（ウ）、（エ）のいずれか
 - （ア）「労働保険概算・確定保険料申告書」
 - （イ）（ア）により申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」
 - （ウ）「雇用保険被保険者資格取得等通知書」（事業主通知用）
 - （エ）雇用保険適用事業所設置届出事業主控（提出先の受付済印があるもの）
 - イ 健康保険・厚生年金保険の加入の確認書類：（ア）～（オ）のいずれか
 - （ア）保険料納付に係る「領収証書」
 - （イ）保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」
 - （ウ）保険料納付に係る「社会保険納入確認書」
 - （エ）「健康保険・厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書」
 - （オ）加入手続直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」（提出先での受付済印があるもの）
- インターネットからダウンロードしたものは、審査結果通知日が分からないため認められま

せん。

書類 工3 技術職員名簿 **必須**

【注意事項】

- 書類 工2**（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）に関する審査の申請時に添付していたものを提出してください。
- 上記申請時と現時点（本申請日時点）で記載技術者の資格・雇用状況に変化があっても、追加や削除等の訂正はしないでください。
- 土木・建築の2種目登録を希望する場合は、以下を追記してください。
 - 土木・建築に係る全ての職員について、どちらの種目に係る職員かが分かるように、業種コードを○で囲んでください。
 - 本店又は主たる事務所が京都市内にない場合や、大企業の場合は、京都市を担当とする支店等に属し、京都市発注の工事に従事可能な技術者のみ○で囲んでください。